

埼玉地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

埼玉労働局一般公示第30号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、埼玉県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、埼玉県の区域内の事業場で使用される労働者又はその使用者（これらの団体を含む。）は、下記「埼玉地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年7月14日

埼玉労働局長 片淵 仁文

記

埼玉地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、埼玉県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、埼玉県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年7月28日

(3) 推薦書の提出先

埼玉労働局労働基準部賃金室（さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階）

別紙様式

令和 年 月 日

埼玉労働局長 片淵 仁文 殿

推薦者(代表)

住 所

氏 名

(団体の場合は所在地、名称、代表者氏名)

埼玉地方最低賃金審議会埼玉県最低賃金専門部会 {労働者代表／使用者代表}委員の候補として下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

記

- 1 候補者の^{しめい}氏名 生年月日
- 2 住所
(自宅) 〒 電話
携帯電話
メールアドレス
(勤務先) 〒 電話
携帯電話
メールアドレス
- 3 現職
- 4 推薦団体との関係及び役職
- 5 略歴

内 諾 書

埼玉労働局長 片渕 仁文 殿

令和 年 月 日
氏名

私は、埼玉地方最低賃金審議会埼玉県最低賃金専門部会委員に任命されたときは、
就任することを内諾します。